

千葉県知事選挙のお知らせ

投票日 平成21年3月29日(日) 午前7時から午後8時まで

- 投票所**
- 第1投票所 一宮小学校体育館
 - 第2投票所 東浪見コミュニティセンター
 - 第3投票所 一宮町保健センター
 - 第4投票所 一宮町GSSセンター



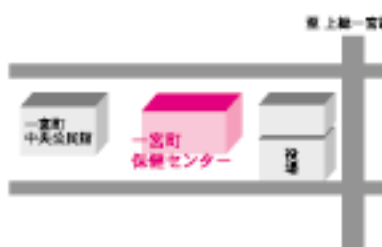

投票できる人 次の5つの要件を満たしている人が投票できます。

- (1) 日本国民であること。
- (2) 平成元年3月30日以前に生まれた者。
- (3) 一宮町に住所がある者。
- (4) 平成20年12月11日以前に一宮町に転入届を出されてから、引続き3ヶ月以上住所を有する者。
- (5) 公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない者。

期日前投票及び不在者投票について

- (1) 期間 平成21年3月13日から3月28日まで(土、日、祝日を含む毎日)
- (2) 時間 午前8時30分から午後8時00分まで
- (3) 場所 一宮町役場 1階 会議室

投票日当日の投票所は次のとおりです。

<p>第1投票所</p> <p>1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区-1・7区-2 及び宮原にお住まいの方</p> <p>一宮小学校体育館</p> 	<p>第2投票所</p> <p>綱田・釣・枇杷畑・権現前・大村・岩切・矢畑・ 稲荷塚・原・新熊及び住所が一宮町東浪見で 新浜地区にお住まいの方</p> <p>東浪見 コミュニティセンター</p> 
<p>第3投票所</p> <p>11区・12区・13区・14区・15区・16区・17区・ 船頭船・新地・海岸及び住所が一宮町一宮で新浜 地区にお住まいの方</p> <p>一宮町保健センター (役場南側)</p> 	<p>第4投票所</p> <p>8区-1・8区-2・9区-1・9区-2及び10区に お住まいの方</p> <p>一宮町GSSセンター</p> 

●棄権せずに投票しましょう。

【とうひょう日「選きよに行った？」が合言葉】

■問合せ 一宮町選挙管理委員会
☎42-2112